

社会保険「106万円の壁」が 2026年10月に撤廃

パートの週20時間を自動判定する勤怠管理の整え方

2026年10月25日 株式会社DnD

この資料の要点

- ・2026年10月1日から短時間労働者の社会保険加入の賃金要件（月額8.8万円）が原則撤廃。週20時間・2ヶ月超の雇用見込み・学生でない、の3条件が加入判定の軸に（企業規模51人以上が現在の対象）。
- ・「月収を抑える調整」が通用しなくなる方向へ。週の実労働時間の正確な管理が急務となる。
- ・2027年10月以降、企業規模要件が段階的に縮小される予定。50人以下の会社も今から整備する価値がある。

2026年10月1日の変更点

年金制度改正法（2025年6月成立）により、社会保険加入の賃金要件（月額8.8万円）が原則撤廃されました。残る加入要件は①週の所定労働時間20時間以上、②2ヶ月を超える雇用見込み、③学生でない、の3条件です（企業規模51人以上の会社）。

ただし経過措置として、月額8.8万円未満の賃金の労働者（特定減額特例対象者）については当分の間、適用除外の特例が設けられています。

自社で今すぐ確認する5項目

No	確認項目	確認の観点
1	週20時間前後で働くパート・アルバイトの一覧を即座に出せるか	把握に1日以上かかる場合、仕組みの整備が必要

No	確認項目	確認の観点
2	週の実労働時間と所定労働時間の両方を記録しているか	契約時間と実績時間の乖離を確認する
3	2ヶ月を超える雇用見込みの判断が文書で残っているか	更新型の短期契約の記録を確認する
4	学生（昼間学生）の区分が採用・管理台帳で確認できるか	採用時の確認書類の保管状況を点検する
5	週20時間に近づいたときの社内アラートや確認ルールがあるか	月末ではなく週次・月次途中で判定できるか確認する

勤怠管理システムで解決できること

週20時間の自動集計とリアルタイムアラート

打刻データから週次の累積時間を自動集計し、設定した閾値（例：週18時間）に達したら担当者に通知。月末の確認工数と対応遅れを防ぎます。

加入要件に該当するスタッフの自動抽出

週20時間・2ヶ月超雇用見込み・学生でない、の3条件を社員台帳と勤怠データから自動チェック。毎月の新規加入対象者を一覧で出力します。

段階的な進め方

1. **業務の棚卸し**：現在の勤怠管理方法と社会保険対象者の確認フローを文書化
2. **既製のクラウド勤怠サービスで試す**：週の累積時間が自動集計できるサービスを試験導入
3. **自社フローに合わせてカスタマイズ**：既製品で対応できない要件が明確になった時点でカスタム開発を検討

勤怠管理システムの整備について、無料でご相談いただけます。

「現状の確認から始めたい」という段階からお受けしています。

<https://dnd-inc.jp/contact.html>

出典：厚生労働省「社会保険の加入対象の拡大について」（2026年10月）／「社会保険の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第32号・2025年6月成立）